

郡山市告示第245号

市税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第329条、第335条及び第371条の規定に基づく書類の送達を受けるべき者のうち、別紙に掲げる者については、その住所・居所、事務所又は事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第6条の規定により公示送達する。

については、当該書類を郡山市税務部収納課において保管しているので、送達を受けるべき者からの申出があればいつでも交付する。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月10日

郡山市長 椎 根 健 雄

調 定 年 度	課 税 年 度	期 別	氏 名
R08	R07	01	室井 成
R08	R08	01	橋本 博也
R08	R08	01	八城 努
R08	R08	01	佐藤 貴之
R08	R08	01	有松 千陽
R08	R08	01	菊池 大輝
R08	R08	01	MATSUSHITA KOZAN APARECIDA MITSUKO
R08	R08	01	MUHAMMAD NADHIF
R08	R08	01	MUCHAMAD GALIH ADI SAPUTRA
R08	R08	01	MUZAMMIL MUHAMMAD
R08	R08	01	加藤 里美
R08	R08	01	HARRIS ATIIM YZAH MERQUE ALEXANDER

調定年度	課税年度	期別	氏名
R07	R07	05	SHOWA株式会社

調 定 年 度	課 税 年 度	期 別	氏 名
R08	R08	02	千葉 正志
R08	R08	02	二瓶 信一
R08	R08	02	佐藤 進
R08	R08	01	渡部 俊彦
R08	R08	02	渡部 俊彦
R08	R08	02	佐々木 功悦
R08	R08	02	二瓶 尚裕
R08	R08	02	青木 一郎 外1名